

新旧対照表

○使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十二年千葉県規則第二十九号）

改正後	改正前
<p>別表第二（第四条第一項）</p> <p>一～二十八 略</p> <p>二十九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下この号において「法」という。）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 地域連携薬局認定申請手数料</p> <p>ニ 地域連携薬局認定更新申請手数料</p> <p>ホ 専門医療機関連携薬局認定申請手数料</p> <p>ヘ 専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料</p> <p>ト 略</p> <p>チ 法第十二条第四項の規定による製造販売業の許可の更新の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>（イ）～（ホ） 略</p> <p>リ 略</p> <p>ス 法第十三条第四項の規定による製造業の許可の更新の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>（イ）～（三） 略</p> <p>ル 法第十三条第八項の規定による製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>（イ）～（ハ） 略</p> <p>ヲ 法第十三条の二の二第一項の規定による保管のみを行う製造所に係る登録の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>（イ） 医薬品の保管のみを行う製造所に係る登録申請手数料</p> <p>（ロ） 医薬部外品の保管のみを行う製造所に係る登録申請手数料</p> <p>（ハ） 化粧品等の保管のみを行う製造所に係る登録申請手数料</p> <p>ワ 法第十三条の二の二第四項の規定による保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの</p>	<p>別表第二（第四条第一項）</p> <p>一～二十八 略</p> <p>二十九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下この号において「法」という。）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>ハ 略</p> <p>ニ 法第十二条第二項の規定による製造販売業の許可の更新の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>（イ）～（ホ） 略</p> <p>ホ 略</p> <p>ヘ 法第十三条第三項の規定による製造業の許可の更新の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>（イ）～（三） 略</p> <p>ト 法第十三条第六項の規定による製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>（イ）～（ハ） 略</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(イ) 医薬品の保管のみを行う製造所に係る登録更新申請手数料
 (ロ) 医薬部外品の保管のみを行う製造所に係る登録更新申請手数料
 (ハ) 化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録更新申請手数料
 カ 略
 コ 法第十四条第七項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による調査又は法第十四条の七の二第四項の規定による製造所の調査に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 (イ)・(ロ) 略
 タ 法第十四条第十五項の規定による医薬品等の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 (イ)・(ロ) 略
 テ 法第十四条の二第二項の規定による製造所の調査に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 (イ) 医薬品区分適合性調査手数料
 (ロ) 医薬部外品区分適合性調査手数料
 ツ 略
 (イ)・(ロ) 略
 ツ 法第二十三条の二第四項の規定による製造販売業の許可の更新の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 (イ)・(ロ) 略
 ネ 略
 (削る。)
 二十 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号)に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 イ・ロ 略
 ハ 地域連携薬局等の認定証の書換え交付手数料
 ニ 地域連携薬局等の認定証の再交付手数料
 ホ 略
 リ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付手数料

升 略
 リ 法第十四条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による調査に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 (イ)・(ロ) 略
 ス 法第十四条第九項の規定による医薬品等の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 (イ)・(ロ) 略
 (新設)
 ル 略
 (イ)・(ロ) 略
 ヲ 法第二十三条の二第二項の規定による製造販売業の許可の更新の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 (イ)・(ロ) 略
 ワ 略
 二十九の二 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 イ 医薬品適合性調査手数料
 ロ 医療機器適合性調査手数料
 二十 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号)に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 イ・ロ 略
 (新設)
 (新設)
 ハ 略
 (新設)

ス 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録証 の再交付手数料	(新設)
ル 基準確認証の書換え交付手数料	(新設)
フ 基準確認証の再交付手数料	(新設)
ワ～ヲ 略	ト～タ 略
三十の二～百三十三 略	三十の二～百三十三 略